

～大切なお知らせ～



令和5年度

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金を給付します！**

1 給付対象者

(1) または (2) に当てはまる人

※令和5年度ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く。
(一人の児童について、重複して受給することはできません。)

(1) **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の給付対象者**であった人
(申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った人または受取を拒否した人)

(2) **令和5年3月31日時点で**
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
であって
■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった人

2 給付額

児童1人当たり 一律 5万円

- 給付にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の給付手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」窓口
東近江市こども未来部こども政策課

I P : 050-5801-5643

電話 : 0748-24-5643 (受付時間: 平日8:30~17:15)

3 給付金の給付手続き

(1) 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の給付対象者であった人

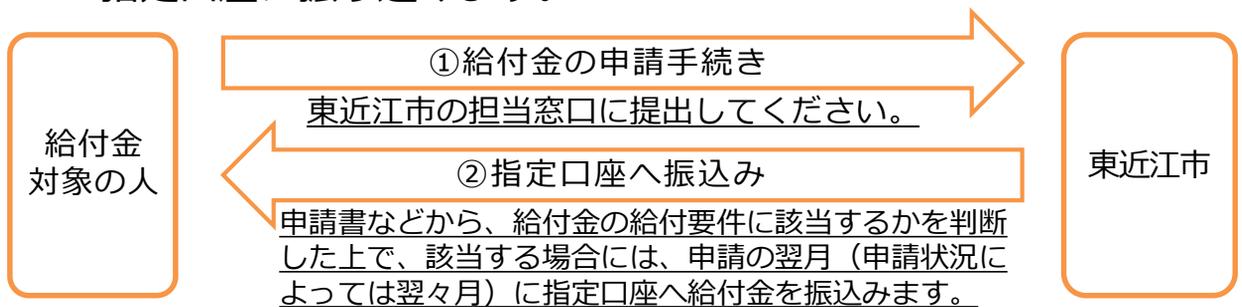
- ▶ 給付金の受給には、**申請は不要**です。
- ▶ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を給付した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に、令和5年5月29日に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の給付を希望しない場合、受給辞退届出書を提出してください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の給付に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の給付に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

(2) 上記以外の人（例：収入が急変した人）

- ▶ 給付金の受給には、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに市担当窓口へ提出してください。
- ▶ 申請受付期限は、令和6年2月29日です。
- ▶ 給付金の給付要件に該当する人に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。